

<p>(関連分野) 定住外国人への日常生活支援</p>
<p>(事業の名称) 医療通訳者養成・確保事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(現状) 地域で製造業等に従事する定住外国人は、周囲と関係の薄いコミュニティを形成しがちで、医療サービスを受ける必要が生じた場合、言語面の障壁のために、サービスの提供が円滑に進まず、地域社会に溶け込めない一因となっており、地域の医療機関や住民への負担が生じている場合も多い。 これらの外国人の医療サービスの利用を支援策の整備については、ニーズが大きいにもかかわらず、特段の制度的な対応が講じられていない。</p> <p>(事業内容) ○在日外国人が医療サービスを利用する際に、医療機関への受診、診察に際しての言語面での補助を行う医療通訳者を養成・確保する。 ○併せて、各地域の保健医療機関の所在地等の情報についても外国語化する。多くの在留者がいる外国人の言語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語等）に翻訳する。</p>
<p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果：地域の日本企業で雇用される在日外国人等の医療サービスの利用を支援することにより、それらの者の生活の安定に資する。</p>
<p>(先行事例) 特になし</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省大臣官房国際課 課長補佐 武内和久 / 係長 福井香月 電話番号：03-3591-8983 / ファックス：03-3502-1946</p>